

議案第八十五号

三朝町農業後継者養成奨学資金給付条例の一部改正について

次のとおり三朝町農業後継者養成奨学資金給付条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成五年九月二十日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成五年九月二十九日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町農業後継者養成奨学資金給付条例の一部を改正する条例

三朝町農業後継者養成奨学資金給付条例（昭和四十五年三朝町条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中「六千円」を「一万円」に、「三千円」を「五千円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成五年四月一日から適用する。

（奨学資金の内払い）

2 改正後の三朝町農業後継者養成奨学資金給付条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、改正前の三朝町農業後継者養成奨学資金給付条例の規定に基づいて給付された奨学資金は、改正後の条例の規定による奨学資金の内払いとみなす。